

運航労務監理官

当部には、運航労務監理官6名が配置され、名古屋港や衣浦港などへ入港する貨物船やタンカー、漁船などの船舶に立ち入りし、船員の労働環境・労働条件・資格等について監査、指導並びに船舶所有者の事務所に出向き事業場監査を行っています。

その他にも、海中に人が転落する事故や火災・浸水などの災害事故、そして衝突や座礁事故が発生したときに臨時的に船舶や関係部署に立ち入り、監査を実施しています。



人の乗り降りが多くなる7月と12月には、旅客船が安全に運航するように、旅客船やターミナルの輸送安全総点検を行っております。

この輸送安全総点検は、船舶検査官・船舶測度官と共に、船体・諸設備等に対して安全運航のための日常業務を行っているかを点検し指導しています。